

議第30号

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年呉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数等）</p>	<p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数等）</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第8条 略</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げる施設等のいずれかがある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>	<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げる施設等のいずれかがある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>
<p>(1)～(10) 略</p>	<p>(1)～(10) 略</p>
<p><u>(11)健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u></p>	<p>(11) 略</p>
<p><u>(12) 略</u></p>	<p>(11) 略</p>
<p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該</p>	<p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該</p>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したもの

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを

を交付する方法

3～6 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第26条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8)・(9) 略

(揭示)

第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧

いう。第205条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第26条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)・(11) 略

(揭示)

第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることに

させることにより、同項の規定による掲
示に代えることができる。

(記録の整備)

第44条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看
護事業者は、利用者に対する指定定期巡
回・随時対応型訪問介護看護の提供に関
する次に掲げる記録を整備し、その完結
の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第22条第2項に規定する提供した
具体的なサービスの内容等の記録

(3) 略

(4) 第28条第10項に規定する訪問看
護報告書

(5) 第30条に規定する市への通知に係
る記録

(6) 第40条第2項に規定する苦情の内
容等の記録

(7) 第42条第2項に規定する事故の状
況及び事故に際して講じた措置につ
いての記録

(従業者の員数等)

第49条 略

2 略

3 オペレーターは専らその職務に従事す
る者でなければならない。ただし、利用
者の処遇に支障がない場合は、当該夜間
対応型訪問介護事業所の定期巡回サー
ビス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若
しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介
護看護事業所の職務又は利用者以外の者

より、前項の規定による掲示に代えるこ
とができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看
護事業者は、原則として、重要事項をウ
ェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第44条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看
護事業者は、利用者に対する指定定期巡
回・随時対応型訪問介護看護の提供に関
する次に掲げる記録を整備し、その完結
の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第22条第2項の規定による提供し
た具体的なサービスの内容等の記録

(3) 略

(4) 第28条第10項の規定による訪問
看護報告書

(5) 第26条第9号の規定による身体的
拘束等の態様及び時間、その際の利用
者の心身の状況並びに緊急やむを得な
い理由の記録

(6) 第30条の規定による市への通知に
係る記録

(7) 第40条第2項の規定による苦情の
内容等の記録

(8) 第42条第2項の規定による事故の
状況及び事故に際して講じた措置につ
いての記録

(従業者の員数等)

第49条 略

2 略

3 オペレーターは専らその職務に従事す
る者でなければならない。ただし、利用
者の処遇に支障がない場合は、当該指定
夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サー
ビス、同一敷地内の指定訪問介護事業
所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪
問介護看護事業所の職務又は利用者以外

からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) ～(10) 略

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第50条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の

の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) ～(10) 略

(11) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第50条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に

事業所，施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし，日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって，指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受けて一体的に運営するときは，指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。

(1) ～(4) 略

(5) ～(7) 略

（記録の整備）

第60条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は，利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし，日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって，指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受けて一体的に運営するときは，指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。

(1) ～(4) 略

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) ～(9) 略

（記録の整備）

第60条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は，利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第53条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な

(3) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録
(管理者)

第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5)・(6) 略
(記録の整備)

第61条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、

い理由の記録

(4) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録
(管理者)

第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) 略
(記録の整備)

第61条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、

その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5)・(6) 略

(準用)

第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条の2、第43条、第55条及び第61条の2、第61条の4、第61条の5第4項並びに前節（第61条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業

その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第61条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6)・(7) 略

(準用)

第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条の2、第43条、第55条及び第61条の2、第61条の4、第61条の5第4項並びに前節（第61条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業

者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第5号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを

<p>(3) ～(5) 略 (記録の整備)</p>	<p><u>得ない場合を除き，身体的拘束等を行って</u>はならない。</p> <p>(4) <u>身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなら</u>ない。</p> <p>(5) ～(7) 略 (記録の整備)</p>
<p>第61条の37 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は，利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) ・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>第61条の37 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は，利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) ・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) <u>第61条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>
<p>(4) <u>次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) ～(7) 略 (管理者)</p>	<p>(5) <u>次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(6) ～(8) 略 (管理者)</p>
<p>第64条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は，単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>，施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略 (利用定員等)</p>	<p>第64条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は，単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略 (利用定員等)</p>
<p>第67条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業</p>	<p>第67条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業</p>

者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項、第112条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項、第112条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは他の事業所、施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第72条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) ～(4) 略

(5) ・ (6) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成等)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第64条又は第68条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型通所介護計画(機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したものをいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第81条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第22条第2

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第72条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) ～(4) 略

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) ・ (8) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成等)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第64条又は第68条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型通所介護計画(機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したものをいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第81条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第22条第2

項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) ・ (6) 略
(従業者の員数等)

第84条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる当該施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所， 指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設， <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。第193条第7項第4号におい</u>	介護職員
---	---	------

項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第72条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) ・ (7) 略
(従業者の員数等)

第84条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる当該施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所， 指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
---	--	------

	て同じ。)又は介護 医療院	
略		

7～13 略
(管理者)

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2・3 略
(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第94条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(4) 略
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提

略		

7～13 略
(管理者)

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略
(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第94条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(4) 略
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提

供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(6) 略

(7) ・ (8) 略

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第108条 略

供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 略

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) ・ (9) 略

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第108条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第108条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければ

(記録の整備)

第109条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第94条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第61条の17第2項の報告、評価、要望、助言等の記録

(6) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(8) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(管理者)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することがで

なければならない。

(記録の整備)

第109条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第94条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(8) 次条において準用する第61条の17第2項の報告、評価、要望、助言等の記録

(管理者)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

きるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第127条 略

2・3 略

(管理者による管理)

第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対

する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

2・3 略

（記録の整備）

第129条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第117条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第119条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第30条に規

7・8 略

（記録の整備）

第129条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第117条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第119条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第30条の規

定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) 略

(準用)

第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第38条まで、第40条、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の16及び第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条及び第106条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第61条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第132条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次の各号に掲げる施設が本体施設の場合には、当該区分に応じ、当該各号に定める

定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) 略

(準用)

第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第38条まで、第40条、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の16及び第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条、第106条及び第108条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第61条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第132条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次の各号に掲げる施設が本体施設の場合には、当該区分に応じ、当該各号に定める

本体施設の地域密着型特定施設従業者により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらを置かないことができる。

(1) 略

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) 略

8～10 略

本体施設の地域密着型特定施設従業者により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらを置かないことができる。

(1) 略

(2) 略

8～10 略

1.1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第151条において準用する第108条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる

(管理者)

第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第149条 略

こと。

(管理者)

第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第149条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関と

の間で，新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該利用者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

2 略

(記録の整備)

第150条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第138条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第140条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第148条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際

7 略

(記録の整備)

第150条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第138条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第140条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第148条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に

して講じた措置についての記録

(8) 略

(準用)

第151条 第14条, 第15条, 第24条, 第30条, 第34条の2, 第36条から第40条まで, 第42条から第43条まで, 第61条の11, 第61条の15, 第61条の16, 第61条の17第1項から第4項まで及び第101条の規定は, 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と, 第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第153条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず, サテライト型居住施設の当該各号に掲げる生活相談員, 栄養士若しくは管理栄養士, 機能訓練指導員又は介護支援専門員については, 次の各号に掲げる施設が本体施設の場合には, 当該区分に応じ, 当該各号に定める本体施設の従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは, これらを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 略

9～13 略

際して講じた措置についての記録

(8) 略

(準用)

第151条 第14条, 第15条, 第24条, 第30条, 第34条の2, 第36条から第40条まで, 第42条から第43条まで, 第61条の11, 第61条の15, 第61条の16, 第61条の17第1項から第4項まで, 第101条及び第108条の2の規定は, 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と, 第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第153条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず, サテライト型居住施設の当該各号に掲げる生活相談員, 栄養士若しくは管理栄養士, 機能訓練指導員又は介護支援専門員については, 次の各号に掲げる施設が本体施設の場合には, 当該区分に応じ, 当該各号に定める本体施設の従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは, これらを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) 略

9～13 略

14～16 略

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。

15～17 略

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における

対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) ～(4) 略

(5) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第179条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第177条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録すること。

(協力病院等)

第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) ～(4) 略

(5) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第179条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第177条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、利用者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い，入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は，第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該入所者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第178条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第157条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(5) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 略

(準用)

第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15及び第61条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行

第178条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第157条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) 略

(準用)

第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで及び第108条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が

われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第189条 略

2～4 略

5 略

(準用)

第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認

利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第189条 略

2～4 略

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 略

(準用)

第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで、第108条の2、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めると

定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第193条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

きは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第193条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 指定介護療養型医療施設

(5) 略

8～14 略

(管理者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うこと。

(2)～(6) 略

(4) 略

8～14 略

(管理者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うこと。

(2)～(6) 略

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(7) ～ (11) 略

(記録の整備)

第203条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) ・ (5) 略

(6) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(10) 略

(準用)

第204条 第11条から第15条まで、

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) ～ (12) 略

(記録の整備)

第203条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 第199条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) ・ (5) 略

(6) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(10) 略

(準用)

第204条 第11条から第15条まで、

第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第108条中「第84条第6項の表中欄」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第61条、第6

第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで、第108条及び第108条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第108条中「第84条第6項の表中欄」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第61条、第6

<p>1条の20, 第61条の20の3, 第61条の38, 第82条, 第110条, 第130条, 第151条, 第179条, 第191条及び第204条において準用する場合を含む。), 第117条第1項, 第138条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>1条の20, 第61条の20の3, 第61条の38, 第82条, 第110条, 第130条, 第151条, 第179条, 第191条及び第204条において準用する場合を含む。), 第117条第1項, 第138条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>
---	---

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は, 令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間は, この条例による改正後の呉市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第36条第3項(新条例第61条, 第61条の20, 第61条の20の3, 第61条の38, 第82条, 第110条, 第130条, 第151条, 第179条, 第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定は, 適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 施行日から令和7年3月31日までの間は, 新条例第94条第7号及び第199条第7号の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間は, 新条例第108条の2(新条例第130条, 第151条, 第179条, 第191及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, 当該規定中「開催しなければ」とあるのは, 「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第5条 施行日から令和9年3月31日までの間は, 新条例第174条第1項(新条例第191条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, 当該

規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。